(事例96) 55歳男性、開発部署、高血圧コントロール不良のため出張等の際に産業医意見の確認

類型	症候	疾患
1, 2, 3, 4	1. 高血圧	4. 高血圧症

きっかけ ■健康診断の有所見 □その他の機会

- 1. 対象者のプロフィール
 - 1)年齢、既往歴

55歳 男性 既往:高血圧、脂質異常症、脂肪肝、肥満、メタボリックシンドローム

 業種、作業内容 開発部署(主に事務作業)

- 2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例)高血圧、HbA1c 高値、腰痛など II 度高血圧
- 3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、冶具導入など 3.6 協定の範囲を超える時間外労働を行う場合、長期出張行う場合、深夜労働を行う場合、海外 渡航をする場合、その他負担の増加が予期される業務を行う前に産業医意見を確認すること
- 4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)

以前より健康診断結果でI度高血圧を指摘されており、脂質異常症については受診指導を行い、特定保健指導対象者でもあった。毎年のように保健指導を行っているが通院はせず生活改善努力も乏しい状態が続いていた。20xx年7月の健康診断時には未治療のままで血圧は155/103mmHgとなり拡張期血圧がII度高血圧の基準に該当したため、会社内の基準により安全確保のための業務制限(36協定の範囲を超える時間外労働を行う場合、長期出張行う場合、深夜労働を行う場合、海外渡航をする場合、その他負担の増加が予期される業務を行う前に産業医意見を確認すること)を付与した。これにより、今後は負担の多い業務を課す前には主治医の意見を確認し産業医面談を必ず行い安全確認を行ってから従事することになったため、本人は治療を開始することに同意した。

- 5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)
 - 1 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため
 - 2 企業リスクが予見されたため (交通事故、公衆災害の発生など)
 - 3 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため)
 - 4 職場や企業への注意を促すため(例:過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)
- 6. 就業制限を実施するにあたって注意したこと、阻害要因、問題点などあれば教えてください。
 - 会社内で一定の基準を超えると安全確保のために付与する業務制限を用意しているので、健康診断後の本人との面談を待たずにリスク回避ができるシステムになっているが、一方で機械的に判定すると労働者の不利益になることもあるので、制限内容は労働の範囲を制限するものではなく、負担が通常業務より大きくなる前には必ず体調確認を行うという業務手続きの追加という内容に留めている。ハイリスク者には早めに会うことに役立つのと同時に、治療開始のための動機付けにもなっている。